

放課後子ども教室について

令和元年度第2回岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会



放課後子ども教室とは (文部科学省資料をもとに作成)

目的	安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちの心豊かで健やかな成長を図る
対象	すべての児童
活動内容	学習・体験・交流・遊び
実施場所	学校や公民館など

「日本再興戦略」改訂2014 (H26.6.24閣議決定)

- 経済成長と財政再建
- 人口減少社会
- 担い手を生み出す
- 女性の更なる活躍促進
- 主要施策 放課後児童クラブ等の拡充
- 「放課後子ども総合プラン」の策定



3

放課後子ども総合プラン (H26.7.31)

「女性が輝く社会」の実現

↓
「小1の壁」の打破
↓
安全・安心な
放課後等の居場所の確保

次代を担う人材の育成

↓
多様な体験・活動を行う機会の充実
↓
全ての児童対象の
総合的な放課後対策が必要

放課後児童クラブの受け皿の拡大

一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備

4

おかざきっ子 育ちプラン (H27.3策定)



放課後子ども教室にかかわる内容

- 児童育成センターと放課後子ども教室の計画的な整備
- 放課後子ども教室を平成31年度までに全47学区で開設
- 児童育成センターと放課後子ども教室が連携し一体的に実施
- 保護者の就労状況によらない子どもたちの交流の場の提供
- 放課後子ども教室は、学区こどもの家などで実施
- 学区こどもの家の指導員の増員を図る

5

放課後子ども総合プラン策定後の動き

児童福祉法改正 (H28)

「…児童の権利に関する条約の精神にのっとり…」

↓

子どもの最善の利益の実現

↓

放課後児童クラブに限らず放課後対策全般に強く求められる

社会教育法改正 (H29)

「地域学校協働活動」を規定

↓

放課後等でも地域と学校が連携・協働

↓

子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実

「新・放課後子ども総合プラン」の策定

6

新・放課後子ども総合プラン (H30.9.14)



- 引き続き、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消する
- 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにする
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する

7

放課後子ども教室の充実に向けて

- 指導員への指導、助言
- ボランティアの確保、情報共有
- 活動事例の集約、共有



8

放課後子ども教室の活動の整理

放課後子ども教室

地域の実情に応じた、多様な体験・活動の場

① 子どもの自主的な活動

- ドッジボール
- バドミントン
- 一輪車
- 読書
- レゴブロック遊び
- めり絵
- 折り紙 など

主に見守る活動



② ボランティア・指導員等による意図的または計画的な活動

- ボランティアによる工作教室
- ボランティアによる卓球遊び
- ボランティアによる将棋遊び
- 指導員による絵本の読み聞かせ
- 指導員による縄跳び大会
- 指導員によるトランプ遊び など

実績報告の対象活動



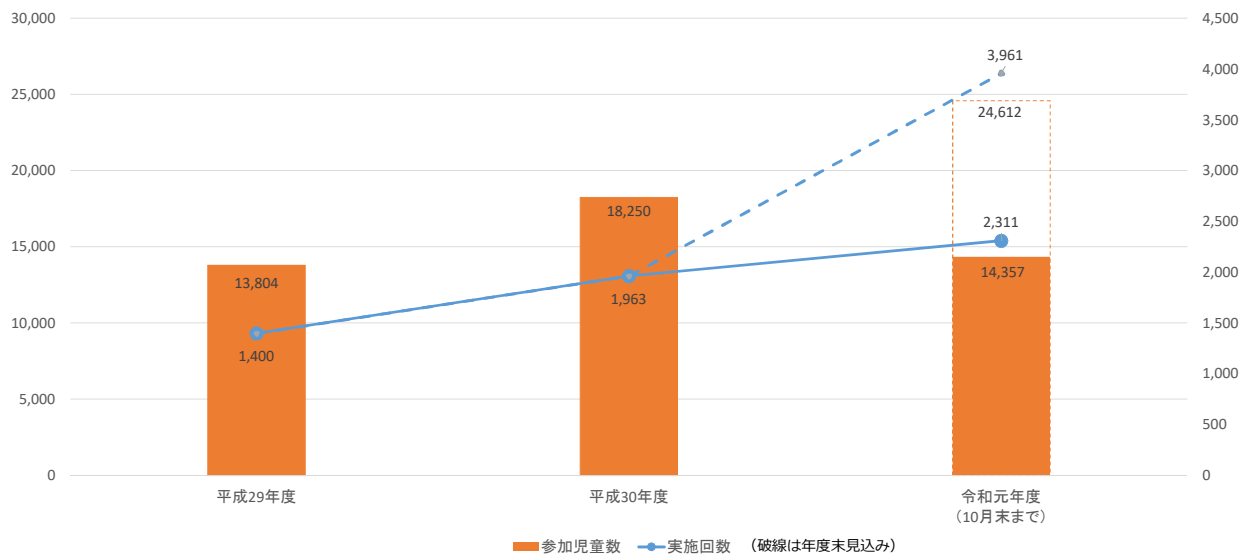
9

放課後子ども教室の活動実績① (R1上半期)

活動類型	活動内容	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		回数	参加児童数	回数	参加児童数	回数	参加児童数	回数	参加児童数	回数	参加児童数	回数	参加児童数
スポーツ	将棋	7	37	4	17	7	32	7	35	9	41	6	21
	囲碁	1	5	1	8	2	14	1	3	1	6	2	9
	その他のゲーム	6	34	8	31	6	35	8	87	20	190	12	129
	卓球	10	127	12	114	13	120	10	65	4	26	8	49
	その他のスポーツ運動	24	313	30	271	21	183	21	227	19	208	25	181
工作・作品作り	おもちゃ作り	15	106	13	174	15	177	6	72	7	32	13	172
	切り絵	4	26	8	53	11	51	6	54	5	39	5	44
	折り紙	24	160	14	111	26	227	35	322	38	214	17	122
	紙工作	16	144	11	96	31	252	27	180	28	181	27	130
文化活動	その他の工作・作品作り	16	150	33	232	65	494	70	746	131	1123	42	279
	四字熟語	6	90	7	135	7	117	4	86	5	130	7	100
	読み聞かせ	10	145	18	279	13	179	13	186	10	94	13	206
	歌									1	72		
	紙芝居	3	31	3	18	2	19	3	15	5	46	1	18
	その他の文化活動	6	58	8	84	11	134	23	313	16	171	6	127
	総計	148	1,426	170	1,623	230	2,034	234	2,391	299	2,573	184	1,587

10

放課後子ども教室の活動実績②（H29～R1）



11

活動事例 ボランティアによる活動①

ボランティア・指導員等による活動

生平学区こどもの家

令和元年6月12日

講師：梶山 博司 氏
(ボランティア歴約9年)

内容：切り絵
場所：造形図書室
参加：1年生10人

<活動の様子>

- ・かばん下校の1年生10人が全員参加し、指導員2人はサポート役。
- ・2年生以上が下校して来るまでの、約45分間の活動。月に1回程度、継続的に開催している。
- ・一人一人の作品をA4あるいはA3サイズでラミネートしていた。



緑丘学区こどもの家

令和元年7月18日

講師：志水 文子 氏
(ボランティア歴約1年)

内容：読み聞かせ
場所：造形図書室
参加：低中学年約10～15人

<活動の様子>

- ・16時から約30分間。絵本2冊と紙芝居1本の読み聞かせ。
- ・ボードゲームやトランプ、読書をしている子供が他にいる中での活動。
- ・物語の世界観がその場に広がり、話を聞く子供が徐々に増えていった。
- ・自然につぶやくなど、子供たちは物語の世界に入り込んでいた。



井田学区こどもの家

令和元年9月19日

講師：安達 覚 氏
(ボランティア歴8年)

内容：おもちゃ作り
場所：造形図書室
参加：低中学年14人

<活動の様子>

- ・子供たちは楽しみにしていて、講師が来るのを玄関で待っていた。
- ・「天下一武道会」という名のジャンプ台を1枚の画用紙から作った。指導員は、困っている子のサポート。
- ・予想以上だったようで、「跳んだ跳んだ」と歓声を上げていた。
- ・15時30分から約1時間の活動。



12

活動事例 ボランティアによる活動②

ボランティア・指導員等による活動

豊富学区こどもの家

令和元年7月24日

講師：あそび親子サークル 3人
代表 青木 純子 氏
(ボランティア歴1年)

内容：歌、演奏、読み聞かせ

場所：レクリエーション室

参加：1～5年生約35人

＜活動の様子＞

- ・プロだが、本日はボランティア。
- ・効果音等もしっかり準備されていた。
- ・子供たちに問いかけたり、笑わせたりして、心をつかんでいた。
- ・多くの子が話に引き込まれ、一緒に歌ったり体を動かしたりしていた。



上地学区こどもの家

令和元年9月13日

講師：岩津マジッククラブ
(中村会長はじめ5人)

内容：マジックショー

場所：レクリエーション室

参加：センター利用児童 約50人
ご家庭利用児童 約10人
保護者及び幼児 数名

＜活動の様子＞

- ・15時20分から約1時間。
- ・約1時間前に卓球台等を使って舞台裏が見えないようにセッティング。
- ・1人4～5種類のマジックの披露があり、子供たちから「すごい！」など大きな歓声や拍手が送られた。



常磐東学区こどもの家

令和元年10月4日

講師：大屋 徳明 氏
(ボランティア歴1年目)

内容：ダンボールまつり

場所：レクリエーション室

参加：約25人(含幼児、保護者)

＜活動の様子＞

- ・元常磐東小非常勤講師の方。
- ・中学生5人ボランティアとして参加。
- ・キッズデイズ10時～15時半の活動。
- ・指導員は午前1人、午後2人。
- ・ダンボール等は講師が準備した。
- ・基本的に自由に工作を楽しむ活動。
- ・子供たちは一心不乱に作成した。



13

活動事例 指導員による活動

ボランティア・指導員等による活動

城南学区こどもの家

令和元年5月20日

講師：指導員

内容：動きづくり教室(走る)

場所：レクリエーション室

参加：1～5年生約15人

＜活動の様子＞

- ・かばん下校児童8人で活動をはじめ、途中から一般利用児童が加わり、活動の輪が広がっていった。
- ・指導員がテンポよく活動内容を変更することで、約40分間、子供たちは「走る」ことに夢中になっていた。
- ・走ることが苦手であろう子も自分のペースで楽しんでいた。



六ツ美西部学区こどもの家

令和元年6月13日

講師：指導員

内容：陣取りゲーム

場所：レクリエーション室

参加：低学年15人

＜活動の様子＞

- ・新聞紙を一人に1枚ずつ配り、その上に乗る。ジャンケンに負けたら新聞紙を半分折っていく。
- ・初めは嫌がっていた子も、徐々に熱を帯び、勝つ度に「いえーい！」と大きな声で喜ぶようになった。プラザの子も、楽しく取組むことができた。約15分間の活動。



六名学区こどもの家

令和元年9月19日

講師：指導員

内容：折り紙

場所：造形図書室

参加：低学年7人

＜活動の様子＞

- ・16時から約1時間。折り紙で「うさぎの箸入れ」を作った。
- ・指導員の説明を聞きながら一緒に折り始めた子供たちは、途中から見本を見て各自のペースで進めた。
- ・それぞれの段階の見本を提示しており、子供が困らない工夫があった。
- ・子供たちは黙々と折っていた。



14

令和2年4月から「児童育成センター運営業務」を民間に委託します。

1 目的と期待される効果

➤目的

令和2年4月から、児童育成センターを民間のノウハウを活かした事業運営(民間委託)に転換することにより、児童への**育成支援の充実**と慢性的な**人材不足の解消**を図ります。

➤期待される効果

- ＊ 専門業者による遊び・学習プログラムを提供し、**育成支援の充実**を図ります。
- ＊ 専門業者のネットワークを活かした**人材確保**と**現在の職員を優先雇用(転籍)**することで、児童育成センターの**安定的な運営**を図ります。
- ＊ 研修等の充実により、支援員等の**資質向上**を図り、児童への**きめ細やかな育成支援**を行います。
- ＊ 運営業務の見直し(民間委託)による効率的な管理運営と事務等の改善を図り、更なる放課後対策事業(施設整備など)の推進を図ります。

民間委託にあたって特に考慮すべき点

民間委託による運営業務を確実に効果的に遂行するためには、現在、勤務する**支援員等に引き続き勤務**してもらうことが重要です。

受注者の選定にあたっては、**現在の支援員等を優先雇用する条件**を仕様書に定め、**勤務条件や処遇水準などについても提案内容を十分に評価し**、受注者を選定する必要があります。

参 考

他市の状況を見ると、**中核市では約7割以上、愛知県内においても約4割**の市町村が放課後児童クラブの運営業務を民間等に委託しており、全国的に支援員等が不足する中、適正な支援員等の配置により安定的な放課後児童クラブを運営する一つの手法と考えられます。

2 民間委託の計画

令和2年度に**46箇所（58支援）**の業務委託を予定し、令和3年度以降、**2箇所（広幡、大樹寺）**についても民間委託を予定しています。

➤ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの単年度契約

※受注者の運営評価を実施し、良好であれば最長3年間は延長契約

➤ 業者選定

県内や全国で実績のある3業者の**企画提案の内容を選定委員会**が評価し、1社を選定。

※10月初旬に選定委員会を開催し、各業者の企画提案に基づくプレゼンテーションにより、**優先交渉権者1社**を決定しています。

➤ 委託の範囲

項目(内容)	市	受注者
1 実施主体(現行と同様に岡崎市が実施主体であることに変更はありません)	●	
2 運営に関すること(児童への育成支援、保護者対応、安全管理、衛生管理、防災・防犯管理等、学校との日常的な連絡調整)	協力	●
3 支援員等に関すること(支援員等の募集、採用、労務管理、研修(受注者主催))	協力	●
4 児童の利用に関すること(利用申込に係る審査・許可・通知、育成料の徴収等)	●	協力
5 施設に関すること(施設・設備等の維持管理)	●	

➤ 委託化へのスケジュール

運営に関すること	令和2年1月に契約、1月から2月下旬を目途に業務の引継ぎを行う。
支援員に関すること	令和2年1月下旬から全体説明、個別面談を実施し転籍事務を2月下旬を目途に行う。
利用者（保護者）について	次年度の許可通知（2月中旬）に併せ周知を予定。

放課後児童クラブの運営に係る「従うべき基準」がすべて「参酌する」基準に見直し(法律改正)されました。

従来

放課後児童支援員は、児童福祉法により、必要な資格と配置人数が「従うべき基準」として規定

従うべき基準

- ・支援員の数は、**支援単位に2人以上の配置が必要**
- ・支援員として従事するためには、**基礎資格(保育士資格等)を有し、かつ都道府県等の研修を修了した者。**

支障

- ・放課後児童クラブのニーズが高まる中、支援員の人材確保が難しい。
- ・基礎資格(保育士資格等)を有していても、都道府県等の実施する研修を受講しなければ、支援員になることができない。(現在、経過措置により、R2年3月末までに研修を受講予定であれば、「みなし支援員」として従事可)

見直し後

従うべき基準をすべて参酌化

国の基準を十分参酌した上、地域の実情に合った、基準を定めることが可能に。

期待される効果

- ・省令基準に該当しないものの、市町村長が適当と認めた者を支援員として扱うことができる。

本市の対応(基準条例の改正)

- ・現在の経過措置期間中において、**みなし支援員**は、従事後、速やかに研修の受講をしている。
- ・経過措置期間が終了する次年度以降、**育成支援の質の確保を前提に**、支援員の適正な配置基準(2人配置)を継続的・安定的に満たした放課後児童クラブの運営を図るため、研修を修了した者に加え、**「速やか」に研修を修了する者**も現在の経過措置期間と同様に、支援員として扱うことができるように条例の改正を予定。

資料 4

本運営委員会の今後のあり方について

市の設置する会議体の規定が変更されます。

(令和元年度まで)

「附属機関」・「附属機関に準ずる機関」に区分

↓

(令和2年度から)

「附属機関」・「懇談会等」に区分

本委員会「放課後子ども総合プラン運営委員会」は「懇談会等」へ移行

	附属機関	懇談会等
名称	審議会、審査会、協議会、委員会、調査会、〇〇会議など	附属機関と混同されない名称とする（懇談会など）
設置根拠	法律又は条例	要綱等
委員構成	関係団体代表者、学識経験者、公募市民、市職員など	関係団体代表者、学識経験者、公募市民など（市職員は事務局）
形態	合議体	合議体ではない
役割	合議による意思決定、会としての意見の取りまとめ、答申・意見書・報告書の作成など	意思決定は行わず、個人が意見を述べたり意見交換をする
委員の身分	特別職非常勤職員として委嘱	特別職非常勤職員としての委嘱はしない ※公務災害補償なし
予算措置	報酬	報償（謝礼）

- ・本会議の名称については、文部科学省および厚生労働省通知に規定されているため変更しない。
- ・委員会設置要綱の改正を行う。
- ・現在委嘱している委員の任期は令和2年3月31日までとなります。